

# 平成18年度材料価格算定ルールの変更点

# 平成18年度の改定に至る経緯

- 平成17年11月25日  
社会保障審議会医療保険部会・医療部会において、「平成18年度診療報酬改定の基本方針」が取りまとめられた。
- 平成18年度予算案の編成過程
  - 診療報酬本体の改定で▲1.36%
  - 薬価の改定で▲1.6%
  - 特定保険医療材料の改定で▲0.2%
  - 合計で▲3.16%の改定

# 平成18年度の保険医療材料価格制度改革 (基本的考え方)

- 保険財政の効率的、重点的配分
- 革新的な新規の医療材料の迅速な保険導入
- 既収載品について、不合理な内外価格差の是正

# 平成18年度の保険医療材料価格制度改革 (新規医療機器)

- 決定区分C2(新機能・新技術)については、早期に患者が有用な医療技術を受けることが出来るよう、決定区分C1(新機能)と同様に、年4回(1月、4月、7月及び10月)を標準として保険適用することとした。

# 平成18年度の保険医療材料価格制度改革 (既収載品)

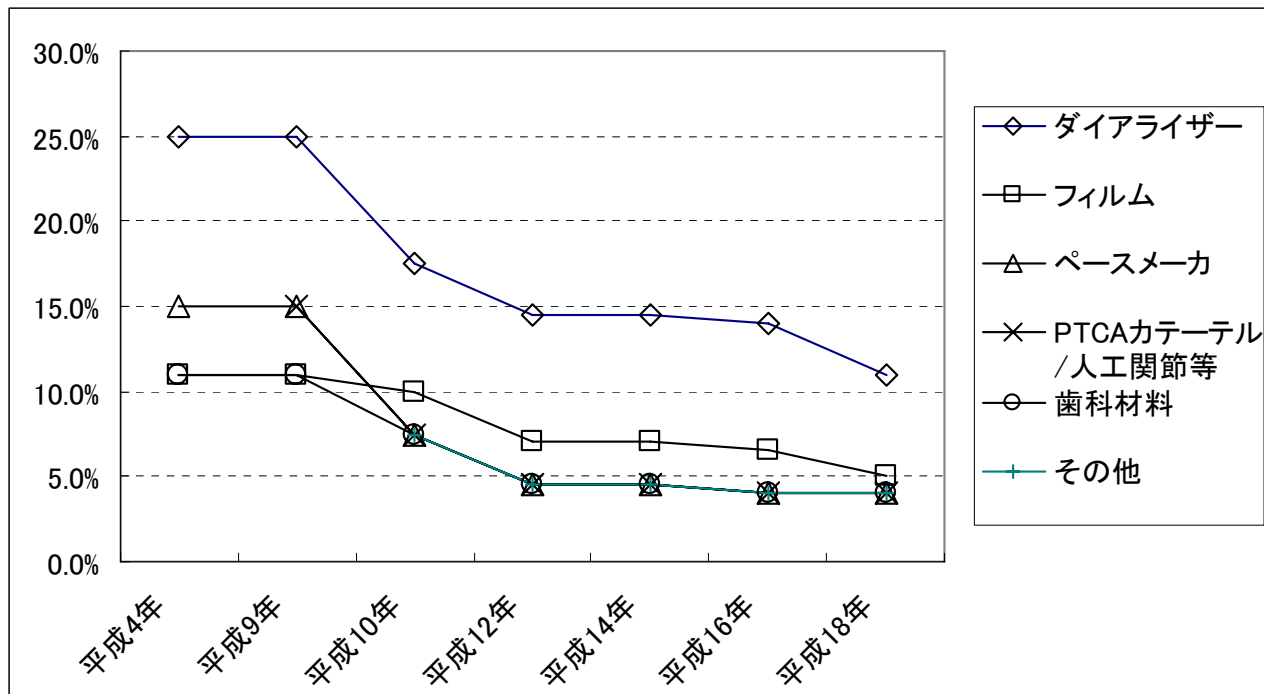
- 市場実勢価格加重平均値一定幅方式における一定幅を変更した

ダイアライザー 14% → 11%

フィルム 6.5% → 5%

その他の特定保険医療材料 4% → 4%

# (参考) 一定幅の推移



	平成4年	平成9年	平成10年	平成12年	平成14年	平成16年	平成18年
ダイアライザー	25.0%	25.0%	17.5%	14.5%	14.5%	14.0%	11.0%
フィルム	11.0%	11.0%	10.0%	7.0%	7.0%	6.5%	5.0%
ペースメーカー	15.0%	15.0%	7.5%	4.5%	4.5%	4.0%	4.0%
PTCAカテーテル		15.0%	7.5%	4.5%	4.5%	4.0%	4.0%
人工関節等		15.0%	7.5%	4.5%	4.5%	4.0%	4.0%
歯科材料	11.0%	11.0%	7.5%	4.5%	4.5%	4.0%	4.0%
その他			7.5%	4.5%	4.5%	4.0%	4.0%

# 平成18年度の保険医療材料価格制度改革 (外国価格による再算定)

- 平成16年度には138の機能区分について外国価格による再算定の条件への該当性を検討したが、平成18年度は281の機能区分について該当性を検討した。
- 外国価格による再算定により15%以上価格が下落する機能区分に限り、激変緩和の観点から、段階的に価格を引き下げる措置を講じた。

# 平成18年度の保険医療材料価格制度改革 (外国価格による再算定)

(H16改定) (H18改定)

- 該当性を検証した区分 138区分 → 281区分
- 再算定対象機能区分 29区分 → 80区分
- 引き下げ率25% 15区分 → 34区分
- 引き下げ率20～25% 0区分 → 10区分
- 引き下げ率10～20% 7区分 → 18区分
- 引き下げ率 0～10% 5区分 → 18区分



# 平成18年度の保険医療材料価格制度改革 (既存の機能区分の見直し)

- 既存の機能区分については、臨床上的の利用実態を踏まえる等の観点から、必要に応じ見直しを行うこととした。
- ダイアライザー 5区分 → 11区分
- 人工内耳用材料 3区分 → 7区分
- カスタムメイド人工骨 3区分(価格設定)

# 平成18年度の保険医療材料価格制度改革 (保険上の算定制限の見直し時の償還価格の再設定)

- 保険上の算定制限が医療材料の有用な使用の障害となっている場合があるとの指摘があった。
- 保険上の算定制限の見直しを行うとともに、保険適用時の保険償還価格設定の状況等を踏まえ、保険医療材料専門組織において再評価を行った。
  - 経皮的冠動脈形成術用穿刺部止血材料
  - 吸着型血液浄化器(β 2-ミクログロブリン除去用)

# 平成18年度の保険医療材料価格制度改革 (その他)

- 外国価格による再算定において、精度高く外国価格を収集するための方策について、18年度の早い時期から検討を行うこととした。
- その際には、外国価格による再算定ルールについても併せて検討を行うこととした。

# 平成18年度の保険医療材料価格制度改革 (その他)

- 内外価格差の是正のための根本的な取組みに努めるとともに、適正な価格設定について18年度以降検討を行うこととした。
- アジアの国々における医療機器の流通や購入の状況等について、18年度以降調査を行うことの必要性も含め、引き続き検討を行うこととした。

# 平成18年度の保険医療材料価格制度改革 (その他)

- 機能区分については、価格競争による適正化効果を併せて期待していたことから、内外価格差の是正の状況を検証しつつ、18年度以降、特定保険医療材料の機能区分の在り方について、一定幅の見直しも含め検討を行うこととした。